

# 山形県立山辺高等学校部活動方針

## 1 基本方針

運動部の活動は、より高い水準の技能や記録に挑戦する中で、スポーツの楽しさや喜びを味わい、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図る活動である。

文化部の活動は、芸術文化等の活動に親しみ、多様な表現や鑑賞の活動を通し、豊かな心や創造性の涵養を目指し心身の成長を促す活動である。

また、運動部・文化部の活動を通して、知・徳・体バランスのとれた生徒の育成と充実した学校生活を送ることができるようになることがねらいである。

## 2 部活動の休養日及び活動時間について

### (1) 休養日

平日：1日以上

週休日：1日以上

※ 年間を通して、平日52日、週休日52日以上の休養日を設ける。

※ 長期休暇は週休日扱いとする。

※ 強化指定部は、休養日を週1日と設定する期間がある場合は、設定できない休養日を他の週・月に振替え、年間活動計画に示す。

### (2) 活動時間

平日：2時間程度

週休日等：3時間程度

※ 終日活動するときは、午前午後3時間程度とする。

※ 活動時間について、生徒に過度な負担とならないように配慮しつつ若干の延長をすることができる。

### (3) 長期休業中の休養日

ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設け、年間活動計画に示す。

### (4) その他

定期考査1週間前及び定期考査中（最終日を除く）は部活動休止日とする。

校長が認める「目標とする大会前に特別強化期間」として休養日を週1日と設定する場合は、設定できない休養日を他の週・月に振替え、年間活動計画に示す。

## 3 大会参加、県外遠征等について

大会等の参加、県外遠征、合宿については、大会参加許可願を提出する。また、泊を伴う県外遠征を計画する場合は、大会参加許可願の他、県教育委員会への届を速やかに行う。

## 4 年間計画及び活動実績について

顧問は、4月30日までに部員名簿、年間の活動計画を作成して提出する。

顧問は、前期分を10月1日、後期分を3月31日までに活動実績を提出する。

## 5 強化指定部について

強化指定部については、運動部は県高体連の指定を基準に、文化部は東北・全国大会で活躍が見込まれることを基準に、部活動運営委員会事務局で審議し、校長が指定する。

強化指定を希望する部は、部活動運営委員会事務局に目的・活動計画等を記載した文書を添えて、4月15日まで提出する。

## 6 その他

- (1) 部活動運営委員会を設置する。  
委員会は、PTA 健全育成委員で構成し、活動の点検・改善を図る。
- (2) 部活動運営委員会の事務局は、教頭、生徒課長、運動部・文化部代表者とする。
- (3) 部費の取扱については、校長より決裁を受ける。
- (4) 「部活動方針」及び活動計画等を学校ホームページへの掲載等により公表する。

※上記以外の事項については、山形県教育委員会の方針に則って実施する。

策定期日:平成31年4月1日

一部変更:令和 2年4月1日